

### 役員報酬の減額

# Q

当社は、世界的な金融危機の影響で上半期の業績が急激に悪化し、年度の中途ではありませんが、株主との関係上、経営上の責任から役員が自らの定期給与の額を減額することとしました。この場合における税務上の留意点を教えてください。

# A

ご質問における給与改定は、経営状況の悪化に伴い、第三者である利害関係者(株主、債権者、取引先等)との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情が生じたために行ったものであり、業績悪化改定事由に該当するものと考えられます。このような事情によって減額改定をした場合の改定前に支給する役員給与と改定後に支給する役員給与は、それぞれ定期同額給与に該当し、税務上損金算入が認められています。

## I 役員給与の取扱

法人がその役員に対して支給する給与のうち損金算入されるものの範囲(不相当に高額な部分及び事実を隠ぺい又は仮装して経理(支給するものを除く)は、次に掲げる給与とされています。

①支給時期が1月以下の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与等(定期同額給与)

②その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、一定の要件を満たすもの(事前確定届出給与)

③非同族会社とその業務執行役員に対して支給する利益指標を基礎として算定される給与で、一定の要件を満たすもの(利益連動給与)

## II 定期同額給与の範囲

定期給与で、次に掲げる改定がされた場合における当該事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又は当該事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの

①事業年度開始の日から3月を経過する日までにされた定期給与の額の改定

②役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更等(臨時改定事由)という)によりされた改定

③経営の状況が著しく悪化したこと等の理由(業績悪化改定事由)という)によりされた改定(その定期給与の額を減額した改定に限り、①及び②に掲げる改定を除く)。

## III 業績悪化改定事由

経営状況が著しく悪化したことな

税理士法人YCA

代表社員 山口 淳一

URL: <http://zeirishyca.com/>

どやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいいますので、財務諸表の数値が相当程度悪化したことや倒産の危機に瀕したことだけでなく、経営状況の悪化に伴い、第三者である利害関係者(株主、債権者、取引先等)との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情が生じていれば、これも含まれることとなります。

図表1の具体例①については株主が不特定多数の者からなる法人であれば、業績等の悪化が直ちに役員の評価に影響を与えるのが一般的であると思われま

一方、同族会社のように株主が少数の者で占められ、かつ、株主と役員が親族関係にあるような会社については、特に役員給与の額を減額せざるを得ない客観的かつ特別の事情を具体的に説明できるようにしておく必要があることに留意してください。

具体例②については、取引銀行との協議状況等により、これに該当することが判断できると考えられます。

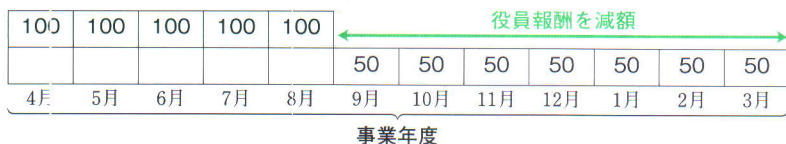
また、具体例③に該当するかどうかについては、その策定された経営状況の改善を図るための計画によって判断できるものであり、取引先等の利害関係者からの信用を維持・

【図表1】業績悪化改定事由の具体例

- ①株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合
- ②取引銀行との間で行われる借入金返済のリスケジュールの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合
- ③業績や財務状況又は資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合

【図表2】定期同額給与のイメージ

事業年度開始後3月経過後でも、業績悪化改定事由に該当すれば、減額分も含めて定期同額給与として損金算入できる



確保することを目的として策定されるものであるため、開示等の求めがあればこれに応じられるものということになります。

なお、業績や財務状況、資金繰りの悪化といった事実が生じていたとしても、利益調整のみを目的として減額改定を行う場合には、やむを得ず役員給与の額を減額したとはいえないことから、業績悪化改定事由に該当しませんので注意が必要です。